

「ゆとり」定期預金

2016年4月11日現在

1 商品名 (愛称)	自動継続利払式自由金利型定期預金 (「すがもシニアリレー定期預金『ゆとり』」)
2 販売対象	<単利型> <ul style="list-style-type: none"> 個人の方のみ 当金庫で公的年金（国民年金・厚生年金・労災年金・各種共済年金）の受取をされている方 当金庫所定の手続きに基づき、公的年金自動受取を予約し、新たに1年内に受取をされる方
3 期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1年 自動継続利払式
4 預入 <ul style="list-style-type: none"> ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位 	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 10万円以上 お一人様合計100万円以下（すがもシニア定期預金『ゆとり』も含みます） 1円単位
5 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括してお支払いします
6 利息 <ul style="list-style-type: none"> ①適用利率 ②利払方法 ③計算方法 	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利（預入時のスーパー定期1年もの店頭表示利率に0.25%上乗せした利率を満期日まで適用します） 満期日にご指定の公的年金受取口座にご入金いたします 付利単位：1円 1年を365日とする日割計算
7 税金	<ul style="list-style-type: none"> お利息には20.315%（国税15.315% 地方税5%）の税金がかかります。 *2013年1月1日から2037年12月31日までの間に受け取るお利息には、復興特別所得税が上乗せされ、20.315%の税金がかかります。 マル優ご利用の場合は税金はかかりません
8 手数料	—
9 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> マル優のお取扱いができます
10 中途解約の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 下記（※）により計算した中途解約利息をお支払いします
11 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 店頭表示の金利ボードまたは窓口へご照会ください
12 苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9:00～17:00、電話：0120-45-0690）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9:00～17:00、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、上記東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
13 その他の重要事項	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の付保対象預金です（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます） 「総合口座」の担保とすることはできません 本定期満期日まで継続して当金庫で年金のお受取をいたしかなった場合、継続時のスーパー定期1年ものの店頭表示金利で自動的に継続いたします 満期日以降のお利息は解約日・または継続日における普通預金利率により計算します 特段お申し出がない場合、満期日に税引き後のお利息を年金受取口座へ振替入金後、元金を自動継続します 通帳式のお取扱いはできません（証書式のみ）

※ 中途解約利率（預入期間に応じた利率）

預入期間	
6ヶ月未満	解約日の普通預金利率
6ヶ月以上 1年未満	約定利率×50%